

川崎市児童福祉審議会（第2部会）摘録

1 開催日時・場所

日時：令和7年9月25日（木）18時30分～19時00分

場所：川崎市役所本庁舎15階こども未来局会議室及びオンライン会議

2 出席者

（1）委員：坪井葉子部会長、中島春美副部会長、猫橋則文委員、山鼻昭夫委員
関口博仁委員、岩井沢美穂委員、穂苅千恵委員

（2）所管課：（保育第1課）岡田課長

（3）事務局：（企画課）佐藤課長、小島課長補佐、西川職員

3 傍聴者

なし（川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき公開）

4 資料

資料1 令和7年度乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者の募集・選定について

参考1 川崎市児童福祉審議会第2部会委員名簿

参考2 川崎市児童福祉審議会第2部会行政出席者名簿

参考3 川崎市児童福祉審議会条例

5 議事1 令和7年度乳児等通園支援事業の設置認可について（審議事項）

○資料をもとに所管課（岡田保育第1課長）から説明。

【委員】 こども誰でも通園制度について、昨年度から実施する中で、気になる点や改善していきたい点等はあるか。

【所管課】 昨年度の利用者アンケートでは、一人当たり10時間という利用可能時間をもう少し上げてほしいという意見があった。今後、国の基準にもよるが、現状だと課題と認識している。また、事業者側からの意見としては、通常保育を実施する中で、この制度で初めて当該保育所を利用する子を受け入れることになるため、保育士の負担になるという声があった。加えて、本制度に係る補助単価が低いと、保育の実施体制を組むためには不十分だという声もあった。国が来年度の公定価格を設定するにあたっては、利用者数に関わらず、各保育所へ一定の金額を補償してもらうように、本市として国に対して要望している状況。

【委員】 各区で事業者数がかなり異なっているが、そのことによる悪影響等はないか。

【所管課】 利用者から、利用したいが利用できないという声はあまり来ていない。本制度の周知が足りておらず、周知により利用者が増えることも想定されるため、周知については引き続き取り組んでいく。区・地域によって、実施している事業者数に差がある点についても課題と認識している。現状だと、宮前区と麻生区

が少なく、10 月以降も新たな事業者は出てこなかった。全体の事業者数を増やすという点でも、事業者への周知について次年度に向けて取り組んでいきたいと考えている。

【委 員】 受け入れ人数も非常に少ないと思う。利用者が利用できる基準、例えば先着なのか・面談等踏まえてなのかについて、どのように利用者を選定しているのか。

【所管課】 利用する前には必ず面談をすることにしている。面談の中では、アレルギーがあるか、保育をするうえで気を付けることはないか等について確認し、総合的に考えて受け入れるかを判断する。受け入れ可能と判断した場合は、保護者に登録してもらおう。その後は、先着順が多いと思うが、空いている時間に申し込んで利用してもらおう。現状、一人当たりの利用可能時間が月 10 時間と少ない時間であり、全体の利用者の需要が少なく、需要量に受け入れ枠が足りていないという話は入ってこない。需要と供給がともに低く、今後は、利用促進に向けて、利用者側へも事業者側へも引き続き周知に取り組んでいく必要があると考えている。また、国においては、総合支援システムという、利用者がスマートフォン等のオンライン上で利用の空き状況を確認できるになるシステムの運用を開始しており、他自治体でも実際に運用をしているところもあるが、本市においても、令和 8 年 1 月から運用開始予定であり、園に電話等で確認してもらえば手間が省けるため、導入により本制度の利便性は向上すると考えている。